

分担金・拠出金の名称		水鳥湿地保全条約拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	53,013千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称		ラムサール条約事務局	義務的拠出金			C
国際機関等の概要及び成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全を促進することを目的として、1971年に採択され、1975年に発効した。締約国は、168か国(平成29年5月末現在)。本事務局はスイス(グラン)の国際自然保護連合(IUCN)の事務局内に設置されている。 ラムサール条約事務局は、締約国会議(COP)の開催準備、COPの決議事項の推進、各国の国別報告書の検討及び情報収集、水鳥及び湿地保全区に関する助言、広報、普及啓発などの業務を行っている。本件拠出は、同条約事務局の活動を支援するためのもの。 (2)拠出に当たっての成果目標 ・条約の目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進。 ・条約登録湿地面積の拡大を通じた国際的に重要な湿地の保全の推進。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・本条約は、多数国間環境条約の中でも先駆的な存在であり、現在では広く用いられるようになった持続可能な利用(Sustainable Use)の概念を、その採択当初から賢明な利用(Wise Use)との考え方として採り入れてきた。現在は水鳥の生息地のみならず、人工の湿地や地下水系、浅海域なども含む幅広い対象の湿地を対象として、その保全及び適正な利用を図っている。 ・また、本条約は湿地保全を目的とする唯一の国際条約であり、湿地に生息する動植物の保護、特に渡り鳥の保護のためにその飛行ルート上にある湿原の国際的保全を行うなど国際的な協力推進に取り組んでいる。また、近年、湿地は、二酸化炭素の吸収及び炭素蓄積の上で、森林よりも大きく貢献していると評価されており、その重要性が高まってきている。 ・さらに、本条約への湿地の登録は現在も続いている(登録湿地数は2016年7月の2,241から2017年5月には2,271へ増加)。本条約事務局は、特に途上国における湿地保全のプロジェクトや民間団体との湿地保全に関する連携プロジェクトを行うなど、登録後の湿地保全にも積極的な貢献を行っている。 ・世界の湿地に関する情報発信にも積極的であり、全ての国家湿地目録の情報、並びに関連する各国及び国際的なデータベースにリンクされたメタデータのデータベースを条約事務局が運営している。 ・2015年6月にウルグアイで開催された第12回締約国会議(COP12)において採択された「条約戦略計画2016-2024」は、生物多様性条約(CBD)の愛知目標及び4か年作業計画(2018-2022)の実施にも貢献することとされている。 ・「条約戦略計画2016-2024」では、本条約で定める湿地保全等は水質・供給、食料安全保障、気候変動、健康的な暮らし、生物多様性、貧困削減等に関連する持続可能な開発目標(SDGs)に直接関係していると明示されている。本事務局は、2016年に開催された気候変動枠組条約(UNFCCC)第21回締約国会議(COP21)及び生物多様性条約(CBD)第13回締約国会議(COP13)などの国際会議の場で、気候変動の影響緩和に貢献しているとされる湿地の保全・再生措置の重要性について、積極的に情報発信をしている。 ・また、湿地の保全は本条約が持続可能な開発のための2030アジェンダを実施する上で、以下のとおり、有効な手段の一つであると指摘されている。 SDG1及び2(貧困・飢餓撲滅):湿地は、約40億人の漁師・稲作農家の生活を支えている。 SDG5(ジェンダー平等の確保):水の最大消費者・管理者は女性であるところ、女性の社会進出・経済貢献の場を提供。 SDG6(水・衛生):湿地は淡水の供給源として重要。 SDG11(持続可能な都市を実現):自然災害の約9割は水害によって発生しており、湿地は自然の緩衝材として有効に機能している。 SDG13(気候変動)(パリ協定含む):陸地に貯えられている炭素の30%は泥炭地が保持。これは世界の森林に貯えられている炭素量の2倍に相当(マングローブ林の場合、単位面積当たりで森林の50倍相当の炭素を保持。) ・なお、地球環境ファシリティ(GEF)プログラミング文書案(GEF-7 Programming Directions and Policy Agenda)の中で本条約が初めて言及され、同分野の重要性が示唆された。 ・CBD、国連砂漠化防止条約、国連環境計画(UNEP)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間の科学及び政策プラットフォーム(IPBES)等との連携も進められている。 ・我が国は、COPや常設委員会(SC)に参加するとともに、2015年からはSCの東アジア地域代表代理国として、我が国の立場が効果的に反映されるよう努めており、政策立案、活動実施面で関与している。 ・また、日本政府は、同事務局による2017年2月2日「世界湿地の日」記念イベントの企画・実施に協力。同年のテーマ「防災・減災のための湿地」に関しジュネーブでハイレベル・ラウンドテーブルを開催し、条約事務局長、国際自然保護連合(IUCN)事務局長、国連国際防災戦略事務局事務局長、国際赤十字事務局次長、日本政府からは環境省自然環境局自然環境計画課長が登壇した。 ・2015年5月に日本国内の湿地4か所を新たに本条約に登録し、我が国に登録した条約湿地数は50Iになった。				

II 当該機関等と日本との関係について	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・本条約事務局は、毎年、行財政報告書を開示しており、COPやSCにおいて締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けている。 ・さらに、2015年に開催されたCOP12の決議に基づき業務促進作業部会が設立され、毎年条約事務局の業務遂行に関する効果・効率が検証されるとともに、条約事務局をホストするIUCNから適切な業務支援を得られているかの確認など、洗い出し作業がなされている。2016年8月末に任命された新事務局長の下で、同作業部会を通じて改善アクションが推し進められている。 ・我が国は、主要ドナー国及び同作業部会メンバーとして、米国、スイス、欧州諸国等と連携し、条約が効果的な運営をなされるよう意思決定に関与している。また、我が国はSCにおける予算審議においても、当該機関の運営予算が効率的なものとなるように議論に参画してきている。その結果、2015年6月に開催されたCOP12では、2016－2018年の条約予算事項が審議され、2013－2015年比で名目ゼロ成長予算となった。 ・執行済みの予算については、2017年5月～6月に開催されたSC53において会計報告が行われ、2017年6月から外部機関による会計監査が実施されている。過去10年の財務データも今回の監査対象に含まれている。
	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・本条約には国際社会の大半の国が加盟し(2017年5月末現在169か国)、1975年の発効以来、湿地の保全と適正な利用のための主要な枠組みとなっており、登録湿地数2,271か所、その合計面積は約2億1,900万ha以上に及ぶ。このため、本条約下の会合での決定事項の国際社会に与える影響力は大きく、我が国が拠出を行い、湿地の保全と適正な利用のための国際協力を行い、そのための議論に参画していくことが肝要である。 ・湿地は渡り鳥など地球規模で移動する生物の生息場であるとともに、水資源の供給源や洪水の防止など防災上の生態系サービスを共有する場となっている。我が国の湿地も世界的に移動する水鳥の生息を支える場となっており、湿地に生息する動植物の保護、特に渡り鳥を保護するために国際的な協力を進める上で本条約の取組に関与していくことは、我が国の生物多様性を保全する上でも意義が大きい。また、環境省の直近の試算によると、我が国の湿原の生態系サービスの経済的価値の評価総額は年間約1兆円とされており、気候調整(二酸化炭素の吸収、炭素蓄積)、水量調整、水質浄化(窒素の吸収)などの面での経済価値が大きく試算されている(年間7,800億円相当)。 ・我が国を含む各国からの拠出金は、条約事務局により、COPの開催準備、COPの決議事項の推進、各国の国別報告書の検討及び情報収集、水鳥・湿地保全区に関する助言・広報・普及啓発などの業務を行うために用いられる。我が国は、締約国として、会議への参加・交渉等を通じて、国際的な湿地保全における我が国のプレゼンスを確保するとともに、本件事業を行うことによって我が国の方針を反映することを可能としている。 ・2017年5月から6月に開催されたSC53では、財務・組織・法務管理の徹底と透明性を支持する我が国の考えに沿うラムサール地域イニシアティブの決議案の策定に参画した。 ・また、約3年に一度開催されるCOP及び毎年開催されるSC会合にも我が国は恒常的に出席し、国際的議論の動向を踏まえつつ、我が国の政策的関心に即した意思決定がなされるよう、議論に参画している。 ・2018年10月に開催予定のCOP13では、会議のテーマ「持続可能な都市開発と湿地」に関して日本の先端事例を紹介する予定。その一環として、2016年11月、条約事務局アジア・オセアニア地域担当上級アドバイザーが訪日し、アジア地域NGO主催の会合への登壇、日本政府関係者との意見交換、COP13のテーマに関する日本の先端事例の現地調査(民間1件及び公共1件)、新たなスポンサー・パートナー開拓に向けた意見交換(日本観光振興協会、民間1社、民間財団)等がなされた。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・本条約事務局においては、日本人職員(専門職以上)はいない(2017年6月現在)。 ・日本再興戦略に掲げた国連関係機関の邦人職員数の目標(3.1%)に基づく目標値は1名であるが、本条約事務局では日本を含むアジア出身の職員が少ないため、現在募集中。 ・我が国はアジア地域の中の東アジアグループ(日本・中国・韓国・モンゴル)に属するが、東アジアグループは2015年のCOP12以降、次回COP13(2018年10月)まで韓国が委員国を務めることとなっており、我が国は委員代理国。我が国は、業務促進作業部会の主要メンバーとなっており、条約事務局業務遂行に関する効果・効率の精査、条約事務局をホストするIUCNから適切な業務支援を得られているかの確認などの作業に参画している。また、我が国はSCにおける予算審議において、同事務局の運営予算が効率的なものとなるように議論に積極的に参加している。 ・条約事務局は、日本の関係省庁とも連携し、ポストに空席が生じた場合、適切な候補者がいないか、発掘に努めている。例えば、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部を通じて、定期的に事務局幹部や人事部との間で意見交換や申入れ等を行っている。その他、日本人の採用が望ましい地位(事業運営上、日本の関係者との円滑な協力が求められる部門等)や幹部ポストに空席が生じた際には、直接事務局から連絡を受けている。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	PLAN: COPにおいて3か年の活動計画及び予算を承認。国連準拠の分担率に基づき我が国を含む各国の拠出額が決定される。 DO: 各国による拠出金支払。条約事務局による予算執行。毎年開催される常設委員会及び作業部会で事業の方向性などについて提言。 CHECK: 外部監査報告書による財政執行の確認。毎年のSCで条約の活動や予算執行状況を精査。 ACT: SCやCOPにおいて運営における要改善事項を申入れ。在ジュネーブ国際機関日本政府代表部との協議・申入れを実施。 ・2016年決算書は、財務担当者の辞任による監査の遅延のため、2017年6月(SC53)開催時点で暫定版のみ公表された。新財務担当官の着任時期に合わせ、2017年6月から正式な監査が後ろ倒して実施される。これを契機に過去10年の財務データのレビューも実施されるため、過去の決算も修正される可能性が高い。 ・同会合の財政小委員会で、2016年の余剰金は積立金の最大限とされるコア予算の15%とするための補充等に充てられ、適切な処理が行われることが確認された。
担当課室名		地球環境課